

「10ヶ月基本料金半額キャンペーン」適用条件書 (東北・東京・中部・北陸・関西・中国・四国・九州版)

更新履歴 2025/8/20 作成

■対象期間

2025年9月1日（月）～2025年12月21日（日）

■対象となるお客さま

以下の条件をすべて満たしたお客さまが、株式会社エネワンでんき(以下、「当社」とします)が適用する「10ヶ月基本料金半額キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」とします)の対象となります

- 【1】本キャンペーン期間中に「エネワンでんき」の対象プラン(下記参照)を新規お申込みいただいたお客さま
- 【2】お申込みから2026年2月末日までに電気の供給が開始されたお客さま
- 【3】供給開始から当社と1年以上ご契約を継続いただけるお客さま
- 【4】WEB申込ページまたは当社の指定する電力供給申込書に、キャンペーンコード「AUT45NP」を入力または記入してお申込みいただいたお客さま

■対象となるプラン

各エリア(東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州)の従量電灯 A/B/C 相当プラン
および上記プランの実質再エネプラン、食べとくエコプラン

例) エネワンハッピー、エネワンバリュー、エネワンダフル、エネワンCプラン、実質再エネ食べとくエコプランB、等

■対象外のプラン

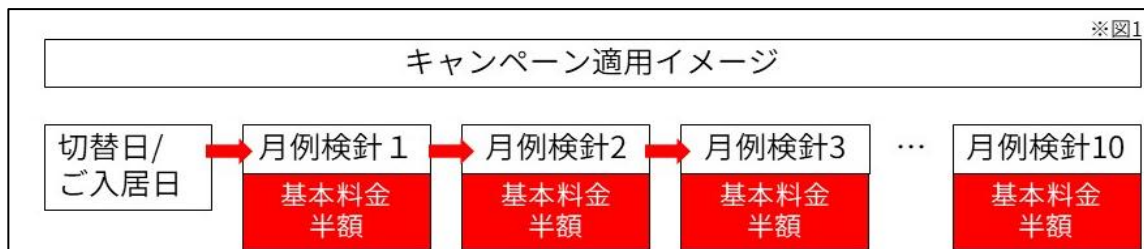
各 エネワン【EプランS、EプランT、動力プラン、300プラン、500プラン、低圧プラン、高圧電力】
実質再エネ【EプランS、EプランT、動力プラン、300プラン、500プラン、低圧プラン、高圧電力】
および、当社が指定するプラン

■付与条件

上記の条件をすべて満たすお客さまにおいて、電気の供給開始後10回分の月例検針における基本料金を半額といたします（※図1「特典適用イメージ」を参照）。

最低料金制のエリア（関西・中国・四国）のプランにおいては最低料金を供給開始後10回分半額といたします。

（以下、最低料金制プランにおける本特典の記述は「基本料金」を「最低料金」と読み替えます）



※ 転居先等、現在廃止中の供給地点において電気の使用を開始される場合、月例検針1の基本料金対象期間が1ヵ月未満となる場合がありますが、本特典では1ヵ月分として取り扱います。

■違約金について

- ・本特典の適用を受け、電気の供給開始より1年未満で解約（転居を含む）された場合は、キャンペーン付与条件に従いそれまでに特典として適用した割引額と同額の清算金（キャンペーン違約金）をお支払いいただきます。
- ・ただし、転居先においてもエネワンでんきを継続してご契約される場合に限り、本キャンペーン違約金を免除することといたします。この場合新たなお申込み先については本キャンペーンの対象とはなりません。

■ キャンペーンの適用とならない場合

以下のいずれかに該当した場合、本特典の適用とはなりません。

- ・本特典の適用期間中に解約され他社利用となったお客さまが再申込した場合
- ・当社の実施している他のキャンペーン特典等が適用されている場合
- ・エネワンでんき代理店が実施しているキャンペーンのうち、当社が指定するキャンペーン特典が適用されている場合
- ・過去1年以内に当社が実施したキャンペーン特典の適用を受けている場合
- ・当社が不正なお申込みと判断した場合

■ その他注意事項

- ・本キャンペーンの適用は、1供給地点につき1回限りとなります。
- ・同一名義で複数供給地点のご契約を保有されているお客さまは、ご契約供給地点ごとに適用いたします。
- ・本適用条件書記載事項によらない条件については、当社の電気供給約款、電気契約種別定義書、付帯契約種別定義書、各種サービス利用規約の規定を適用いたします。
- ・本特典は予告なく内容の変更または実施を終了する場合があります。

■ 本適用条件書の変更について

本適用条件書に記載の内容は変更する場合があります。その場合、適用条件は変更後の適用条件書の記載事項によります。本適用条件書の内容を変更する場合は、当社が適当と判断する方法にて事前に通知いたします。ただし、緊急性がある場合又はやむを得ない場合は事後に通知いたします。最新の適用条件書は特設ページよりご確認ください。

▼特設ページ（<https://eneonedenki.net/cp/AUT45/>）

■ 本件に関する問い合わせ先

株式会社エネワンでんき
東京都千代田区丸の内1-6-1 丸の内センタービル2F

お問い合わせフォーム：<https://faq.eneonedenki.net/contact-us>